

加古川市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学生の職業意識の向上を図り、市政についての理解を深めるため、本市が実施するインターンシップ(就業体験)に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 インターンシップの参加対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校のうち、次に掲げる学校の学生とする。

- (1) 大学(大学に置く大学院を含む。)
- (2) 短期大学
- (3) 高等専門学校
- (4) 高等学校
- (5) その他市長が必要と認める学校

(学生の受入れに関する基準)

第3条 市長は、インターンシップの実施にあたり、学生の受入れ人員、受入れ期間、実習時間等について、市の業務に支障のない範囲内において担当課等と協議して定めるものとする。

(申込手続等)

第4条 インターンシップへの参加を希望する学生は、加古川市インターンシップ参加申込(推薦)書(様式第1号)により、市長に申し込まなければならない。ただし、兵庫県経営者協会を通じてインターンシップに参加する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、学生の受入れの可否及び実習を行う担当課等を決定し、学生を受け入れる場合は、加古川市インターンシップ受入決定通知書(様式第2号)により学生に通知するものとする。

(賃金その他費用負担)

第5条 市長は、インターンシップに参加する学生(以下「実習生」という。)に対して、賃金、交通費、食費その他実習に伴う一切の費用を負担しない。

(服務等)

第6条 実習生は、実習時間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習中、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習が終了した後においても同様とする。

4 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

5 実習成果として論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るもの

とする。

- 6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ所属長に対し、その旨を連絡しなければならない。やむを得ない理由によりあらかじめ連絡することができない場合は、事後において速やかに所属長に対し、その旨を報告しなければならない。

(誓約)

- 第7条 実習生は、前条に規定するサービスを遵守するため、実習開始の日までに誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実習の中止)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合において、市は、実習生にその旨を通知するものとする。

- (1) 実習生が第6条第1項から第6項までの規定及び前条の誓約書の内容に違反する行為を行ったとき。
- (2) 担当課等において業務に支障をきたす事態が生じたとき。
- (3) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(実習中の事故責任等)

- 第9条 実習生は、災害傷害保険等に参加し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 実習生は、賠償責任保険等に参加し、実習中に本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。